

旅費支給施行細則

(1) 支給対象

- ① 支給対象となる会合および対象者は、別表「旅費支給範囲等一覧表」の通りとする。
- ② 監事が常任役員会に出席する時、また国際役員が西日本区役員会に出席する時はとくに西日本区理事が出席要請した場合に限る。
- ③ 国際役員が国際議会（ICM）に出席する時は、状況によって西日本区理事の承認に基づき、旅費またはその一部を補助することができる。
- ④ 西日本区理事が事業委員会および特別委員会に出席する時は、その委員会委員長がとくに理事の出席が必要である旨、要請した場合にのみ支給される。
- ⑤ 理事事務局員が西日本区役員会に出席する時は、2名以内に限り支給される。
- ⑥ 区書記、区会計、理事事務局長が部会に出席する時は、その内の1名に限り支給される。
- ⑦ 次期役員研修会と次期会長・主査研修会と準備役員会の出席については、次期の役員（常任役員、部長、事業主任）と次期理事事務局員・次期事務局員2名を交通費支給対象とする。
- ⑧ 次期役員研修および次期会長・主査研修の企画に当たり、ワイズリーダーシップ開発委員会の委員長より次期理事に参加要請があり、会議に参加した場合は、旅費支給対象とする。
- ⑨ 西日本区大会に同時開催される代議員会及び役員会、準備役員会の出席者の旅費は、往復実費の半額を補助する。

(2) 支給対象とならない場合

以下の事例は旅費支給の対象としない。ただし①および②の場合は、西日本区役員に出席を要請したクラブ等が旅費負担の配慮を行うものとする。

- ① 例会への公式訪問
- ② クラブの周年記念会
- ③ 西日本区大会等、ワイズメン全員を対象とした会合
- ④ YMCAの各種行事、会議、式典等

(3) 支給方法

- ① 旅費は往復実費とし、一切の重複支給を認めない。
- ② JR 運賃、航空運賃ともに往復割引など合理的な料金とする。
- ③ 日帰りが不可能と西日本区会計が判断した場合は、宿泊基本料金の実費を支給する。

(4) 支給率

財政事情に鑑み次年度の支給率は、準備役員会の審議を経て常任役員会が暫定的にその支給率を決定することができる。

(5) その他

この旅費支給規則および施行細則に定めのない支給対象、支給範囲、方法などについては、西日本区理事が必要と認めた場合、常任役員会の承認を経て、その都度決定することができる。

- * 1 監事が常任役員会に出席するとき、また国際役員が西日本区役員会に出席するときは、特に西日本区理事が出席を要請した場合に限り支給される。
- * 2 国際役員が国際議会（ICM）に出席するときは、状況によって西日本区理事の承認に基づき、旅費またはその一部を補助する事ができる。
- * 3 西日本区理事が事業委員会、特別委員会および専任委員会に出席するときは、その委員会および会議の代表者が、特に理事の出席が必要である旨要請した場合に限り支給される。
- * 4 理事事務局員が西日本区役員会に出席するときは、2名以内に限り支給される。
- * 5 区書記、区会計、理事事務局長が部会に出席するときは、そのうち1名に限り支給される。
- * 6 日本 YMCA 同盟の会合は、出席義務がある場合に限り支給される。
- * 7 次期理事が、RDE トレーニングに出席する時は状況によって常任役員会の承認に基づき、次期理事及び通訳者の旅費またはその一部を補助することができる。又、理事がエリア会議（ACM 或いは、MYM）に出席する場合も同様の取扱いとする。
- * 8 事業委員会等とは、事業委員会、常置委員会、特別委員会、専任委員の中で、それぞれ任命されている会議に対して出席の場合に支給される。
- * 9 事務局員の出席は2名以内に限り支給される。

2001年4月8日	改正	2001年7月1日	施行	2003年6月14日	改正	2003年7月1日	施行
2004年4月4日	改正	2004年4月5日	施行	2009年11月15日	改正	2009年11月15日	施行
2011年11月19日	改正	2012年1月1日	施行	2016年4月9日	改正	2016年7月1日	施行
2019年4月6日	改正	2019年7月1日	施行				